

○八峰町大学生等応援臨時給付金事業実施要綱

(令和3年1月20日告示第7号)

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症）の感染拡大により、様々な影響を受けた大学生等を応援するため、1名につき1回を限度に一律5万円を給付する。

(定義・支給対象者)

第2条 令和3年1月1日時点（以下、「基準日」という。）において、以下に掲げる第1号から第3号に規定する条件を満たすこととする。

- (1) 支給対象者 平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、別表第1に掲げる対象学校に在籍している者
- (2) 保護者（父母、祖父母、養父母等の親権者または児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親等をいう）が八峰町内に住所を有していること
- (3) その他、町長が認める者

(支給対象とならない学校等)

第3条 在学を証明できない学校、養成学校、正規職員として働きながら学校等に通い就業先から報酬を得、かつ、学費の援助を受けている場合などは支給の対象としない。

(申請者)

第4条 支給対象者の保護者とする。ただし、特別な事情により町長がやむを得ないと認めた場合は、代理人による申請を行うことができるものとする。

(申請受付期間)

第5条 令和3年2月26日までとする。ただし、特別な事情により町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(申請方法)

第6条 申請者は、八峰町大学生等応援臨時給付金申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、以下、各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。なお、郵送による申請書の提出の場合、令和3年2月26日の消印までのものを有効とする。ただし、八峰町大学生等応援臨時給付金事業実施要綱（令和2年5月29日告示第42号）により給付金の給付を受けた者で、変更のない場合は同条第1項第1号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 在学を証明することのできる書類の写し

(2) 代理申請の場合は、申請書の委任欄への記載をし、前号の書類に加え、代理申請者の公的身分証明書の写しを提出するものとする

(給付決定及び支払)

第7条 町長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、その結果を八峰町大学生等応援臨時給付金給付決定通知書（様式第2号）又は八峰町大学生等応援臨時給付金申請却下通知書（様式第3号）により申請者へ通知する。

(給付金の給付)

第8条 町長は、前条の規定により給付を決定した場合には、申請者が届出た金融機関の口座に給付金を振込むものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱)

第9条 期限までに申請が行われなかった場合、辞退したものとみなす。

2 申請書の不備等により振込不納等があり、町が確認等の努力をしたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により給付できなかったときは、申請が取り下げられたものとみなし、様式第3号により通知する。

(不当利得の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により支給金の給付を受けた者に対しては、八峰町大学生等応援臨時給付金決定取消通知書兼返還請求書（様式4号）により、給付金の返還を求める。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年1月20日から施行し、令和3年3月31日限りでその効力を失う。

(準備行為)

2 この告示の規定による給付金の給付に関し必要な準備行為は、この要綱の施行日前において行うことができる。

別表(第2条関係)

対象学校		備 考
学校 教育 法 に よ る 学 校	大学	
	短期大学	
	大学院	
	高等専門学校	1年生から3年生を除く
	専修学校	学校法人格を有する専修学校(予備校含む)に限る。
	各種学校	学校法人格を有する各種学校(予備校含む)に限る。
	大学校	独立行政法人、地方公共団体、学校法人、職業訓練法人より設置された大学校に限る(離職者訓練、在職者訓練は対象としない。学卒者訓練については、基準日において在学を証明をできる者。

様式第1号(第6条関係)

申請書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

申請却下通知書

[別紙参照]

様式第4号(第10条関係)

取消通知書兼返還請求書

[別紙参照]